

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	土木部 道路維持課
不利益処分名	道路占用等の許可の取消し等
根 拠 法 令	徳島市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第8条第1項又は第2項
連 絡 先	(電話 621 - 5337 )
処 分 基 準	<p>基 準</p> <p>1 市長は、次の場合においては、占用者に対し占用等の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、施設、構造物等の改築、移転、除去等を命ずることができる。 この条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反した者 占用等の許可に付している条件に違反した者 偽りその他不正な手段により許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の場合においては、占用者に対し占用等の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、施設、構造物等の改築、移転、除去等の処分をし、又は措置を命ずることができる。 法定外公共物に関する工事等のためやむを得ない必要が生じたとき。 法定外公共物の構造又は利用に著しい支障が生じたとき。 公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日